

#### (4) 中央分離帯・交通島部

中央分離帯・交通島部においては、滞留が可能な個所には視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

##### <解説>

平成16年1月13日技術監理課より通知された「歩道における段差及び勾配に関する基準」に基づき、歩行者及び車いす等が滞留可能な中央分離帯の幅員は2.0m以上とする。

点状ブロックの敷設手順については、図3-15(p19)での方法と同様とする。また、それぞれの道路側の点状ブロックを線状ブロックで繋ぐものとする。その際、線状ブロックは1列とし、歩行及び横断歩道の中心部を示すように敷設する。

図4-1 中央分離帯での敷設

